

令和 8 年度

予 算 書

長 岡 市

下水道事業会計

令和8年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	107,600	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	45,000,000	m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	123,288	m ³
(4) 浄 化 槽 設 置 基 数	383	基
(5) 主要な建設改良事業	◦ 管路整備事業 ◦ ポンプ場整備事業 ◦ 処理場整備事業 ◦ 浄化槽整備事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		10,742,300 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,779,637 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		4,824,830 千円
第 3 項 特 別 利 益		137,833 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		10,742,300 千円
第 1 項 営 業 費 用		10,180,934 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		557,665 千円
第 3 項 特 別 損 失		2,701 千円
第 4 項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,299,200千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額294,988千円、過年度分損益勘定留保資金297,444千円、当年度分損益勘定留保資金2,606,768千円及び減債積立金100,000千円で補てんするものとする。)

取 入		
第1款 資本的収入		5,409,500 千円
第1項 企業債		3,207,200 千円
第2項 国庫補助金		1,427,416 千円
第3項 県補助金		9,100 千円
第4項 他会計出資金		316,468 千円
第5項 負担金		446,935 千円
第6項 貸付金回収金		2,380 千円
第7項 固定資産売却代金		1 千円

支 出		
第1款 資本的支出		8,708,700 千円
第1項 建設改良費		5,258,745 千円
第2項 企業債償還金		3,446,575 千円
第3項 投資		2,380 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	千秋が原ポンプ場設備増設等事業	2,800,000	令和8年度	1,100
				令和9年度	3,200
				令和10年度	146,300
				令和11年度	337,700
				令和12年度	902,000
資本的支出	建設改良費	山田町ポンプ場設備更新事業	185,000	令和8年度	67,650
				令和9年度	117,350
資本的支出	建設改良費	脇野町雨水ポンプ場設備改築事業	134,500	令和8年度	56,650
				令和9年度	77,850
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター用水設備更新事業	800,000	令和8年度	33,330
				令和9年度	337,700
				令和10年度	428,970
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター最終沈殿池設備更新事業	789,000	令和8年度	418,550
				令和9年度	370,450
資本的支出	建設改良費	栃尾下水処理センター汚泥脱水設備更新事業	546,500	令和8年度	156,970
				令和9年度	389,530
資本的支出	建設改良費	小国浄化センター用水設備更新事業	354,000	令和8年度	112,090
				令和9年度	241,910

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	3,207,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	3,207,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 297,823 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,119,597千円である。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和8年度長岡市下水道
収益的収入

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		10,742,300	
	1	営業収益	5,779,637	
		1 下水道使用料	4,320,085	
		2 他会計負担金	1,459,361	
		3 その他営業収益	191	
	2	営業外収益	4,824,830	
		1 他会計補助金	1,660,236	
		2 国庫補助金	47,750	
		3 長期前受金戻入収益	3,026,116	
		4 雑 収 益	90,728	
	3	特別利益	137,833	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	137,820	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画
及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		10,742,300	
	1	営業費用	10,180,934	
		1 管 渠 費	653,397	
		2 ポ ン プ 場 費	109,108	
		3 処 理 場 費	2,037,259	
		4 浄 化 槽 費	28,710	
		5 流 域 下 水 道 維持管理負担金	666,745	
		6 業 務 費	271,515	
		7 総 係 費	188,534	
		8 減 価 償 却 費	6,195,316	
		9 資 産 減 耗 費	30,350	
	2	営業外費用	557,665	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	477,665	
		2 消費税及び地方消費税	80,000	
	3	特別損失	2,701	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,260	
		3 その他特別損失	431	
	4	予 備 費	1,000	
		1 予 備 費	1,000	

資本の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			5,409,500	
	1 企業債		3,207,200	
		1 企業債	3,207,200	
	2 国庫補助金		1,427,416	
		1 国庫補助金	1,427,416	
	3 県補助金		9,100	
		1 県補助金	9,100	
	4 他会計出資金		316,468	
		1 他会計出資金	316,468	
	5 負担金		446,935	
		1 工事負担金	437,590	
		2 受益者負担金	4,745	
		3 受益者分担金	4,600	
	6 貸付金回収金		2,380	
1 水洗便所改造資金貸付金回収金		2,380		
7 固定資産売却代金		1		
	1 固定資産売却代金	1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			8,708,700	
	1 建設改良費		5,258,745	
		1 事務費	129,163	
		2 資産購入費	8,519	
		3 管路整備費	2,502,100	
		4 ポンプ場整備費	190,100	
		5 処理場整備費	1,716,640	
		6 浄化槽整備費	4,735	
		7 流域下水道建設負担金	707,488	
	2 企業債償還金		3,446,575	
		1 企業債償還金	3,446,575	
	3 投資		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金	2,380	
	4 予備費		1,000	
1 予備費		1,000		